

返戻金制度

紹介人材が求人企業に入社後、自己都合により退職した場合、又は当人の責により解雇された場合は、求人企業からの請求に基づき、支払われた報酬のうち次の通りの金員を返還する。

- ① 入社後30日以内: 報酬の80%
- ② 入社後30日を超え90日以内: 報酬の50%

但し、本件人材が退職した理由が、人材に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なること又は求人企業の法令違反行為に起因する場合は、この限りではないものとする。